

# 平成29年職業安定法の改正について

## 職業紹介事業者の皆様へ

- ・職業安定法や関連する省令・指針の改正に伴い、業務運営等について職業紹介事業者の皆様にご留意いただきたい点をお知らせします。

## 求人サイト・求人情報誌などを運営する事業者の皆様へ

- ・求人サイト・求人情報誌などにより求人・求職の情報を提供する事業を行う場合のルールが、新たに職業安定法や指針に定められました。

## 労働者供給事業者の皆様・労働者供給を受ける皆様へ

- ・職業安定法が改正され、労働条件の明示に関する労働者供給事業者の義務が強化されました。また、指針の改正により、労働者供給事業者が守るべき事項が新たに定められました。

## 労働者を募集する企業の皆様へ

- ・職業安定法や省令・指針の改正に伴い、労働者の募集を行う際の労働条件の明示等について、留意点をお知らせします。

## 求職者の皆様へ

- ・職業安定法が改正され、企業が労働者の募集を行う際の労働条件明示等のルールが改正されます。

詳しくはこちらをクリック！（厚生労働省HP）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000172497.html>

お問い合わせ 福島労働局 需給調整事業室 電話 024-529-5746